



自然公園等整備事業の概要

自然との共生をめざして



- P03 自然公園等整備事業の概要
 P04~09 環境省が直轄事業として整備
 P10~13 地方公共団体が交付金事業として整備
 P14~15 自然公園等制度の変遷

自然公園等整備事業とは

日本は南北に長く、海洋に囲まれ、複雑な地形と顕著な四季の変化を反映して、美しい自然風景とともに、多様な生態系を有しています。このような優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために国立公園・国定公園等が指定されています。自然とのふれあいを求めて訪れた人々が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、環境省では公園利用に必要な施設の整備や、自然環境保全のための施設の整備を行っています。



■自然公園法 第1条
この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

- 自然公園等整備事業の概要
- 環境省の直轄事業
- 地方公共団体の交付金事業
- 自然公園等制度の変遷

自然公園等整備事業の概要

自然公園等整備事業は、国立公園、国定公園、長距離自然歩道、国指定鳥獣保護区、国民公園等において、「自然と共生する社会」を実現するため、自然環境の保全や自然生態系の再生を図るとともに、安全で快適な利用を推進するための施設等の整備を行う事業です。

国立公園において環境省が行う直轄事業

我が国を代表する自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るため、国立公園の保護及び利用上重要な次の事業について、重点的に整備を行います。

1 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業

特別保護地区、第1種特別地域及び海城公園地区で行われる事業
(これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

2 集団施設地区

集団施設地区に係る事業（案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む）

3 その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

長距離自然歩道、自然再生事業、絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設、生態系維持回復事業、多数の利用者への対応として特に整備が必要な歩道、園地、国立公園へのアクセスルートにおける誘導案内等の整備

国指定鳥獣保護区、国民公園等において環境省が行う直轄事業

→ 詳細は、P7 を参照

国立公園、国定公園等における交付金事業

→ 詳細は、P10~11 を参照

●国立公園満喫プロジェクト重点整備事業（平成 28 年度～）

政府の新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月）」において、外国人を日本に誘致するための方策のひとつとして「国立公園」を取り上げられたことを契機として、国立公園満喫プロジェクトをスタートしました。日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」とし、2015 年に 490 万人であった訪日外国人の国立公園利用者を 2020 年までに 1000 万人にするという目標を掲げ、ビズターセンターの再整備や歩道等の整備など、保護すべきところは保護しつつも、利用の大幅な拡大を図るための取り組みを進めています。

●国立公園等施設利用環境整備事業（長寿命化対策）（平成 29 年度～）

政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成 28 年 3 月」を踏まえ、自然公園等の施設について、中長期的な維持管理や更新等に係る単年度当たりのライフサイクルコストの縮減、予算の平準化等を図ることにより、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する必要があります。そのため、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理を進めるため、国立公園等の公園施設の長寿命化対策事業を創設しました。

●各区域と整備主体（事業メニュー）の関係

区域	整備主体	環境省 (直轄事業)	都道府県 (交付金事業)	市町村 (交付金事業)
区域	長寿命化	長寿命化	長寿命化	長寿命化
国立公園	○	○	○※2	○※1.2
国定公園	—	—	○※2	△※4
長距離自然歩道	○※3	○※3	○	△※4
国指定鳥獣保護区	○	○	○※5	△※4
国民公園等	○	—	—	—

※1 平成 32 年度までは個別施設計画の策定についても対象

※2 国立公園区域内または国定公園区域内の長距離自然歩道も交付金事業の対象

※3 国立公園内のみ事業の対象

※4 平成 32 年度までは国立公園内のみ事業の対象

※5 平成 18 年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業は交付金事業の対象

環境省が直轄事業として整備

国立公園満喫プロジェクト重点整備事業

事業目的

世界水準の「ナショナルパーク」実現を目指して整備を進めます。特に、先行的、集中的に取組を進めることとしている8つの国立公園においては「ステップアッププログラム2020」(平成28年12月策定)に基づき、訪日外国人を惹きつけるためのビターセンターの再整備や歩道等の整備を実施します。

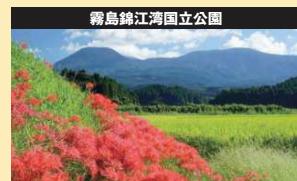
8つの国立公園

阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島

事業内容

- 利用者目線でのビターセンターの再整備
- 景観・自然に徹底的に配慮した展望地、自然歩道等のビューポイントの整備
- 国立公園への誘導案内の整備

整備イメージ



集団施設地区等景観再生事業

事業目的

国立公園の利用拠点である集団施設地区を中心とする地域において、老朽化施設の再整備や国有地内の廃墟の撤去をはじめとして、観光客が集まる地域にふさわしい施設とするための整備を実施します。

事業内容

- 老朽化施設の再整備
- 修景のための整備
- 国有地の廃屋の撤去

整備イメージ

老朽化施設の再整備



国有地の廃屋撤去



人と自然が共生する国立公園重点整備事業

事業目的

観光道路やロープウェイ等により多くの公園利用者が訪れる山岳地域及びその周辺フィールドにおいて、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用等を促すための整備を重点的に実施します。

事業内容

- 登山道や展望施設等の整備
- 利用の適正化を促すための施設（登山口ゲート、案内板等）
- 生態系の保全（植生復元事業、し尿処理対策等）

整備イメージ



自然再生事業

事業目的

国立公園において、自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を行います。

事業内容

- 湿原、草原、森林、サンゴ礁等の再生
- 外来種対策等

整備イメージ



生態系維持回復事業

事業目的

近年、深刻化しているシカの食害や外来生物の侵入等に対して、予防的かつ総合的な対策を順次的に講じるため、生態系維持回復事業により、防鹿柵等、生態系の維持回復を図るための施設整備を重点的に実施します。

事業内容

- 植生防護柵等の植生保全のための施設整備
- 大型仕切り柵や囲い罠等の捕獲のための施設整備
- 注意喚起標識等の普及啓発の施設整備

整備イメージ



三陸復興国立公園等復興事業（東日本大震災復興特別会計）

事業目的

三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等における施設の整備を実施します。

事業内容

- 被災したトイレ、歩道、園地等の復旧整備
- 高台避難路整備等による公園利用施設の安全対策強化
- 東北太平洋岸自然歩道の利用拠点、統一標識の整備

整備イメージ



国指定鳥獣保護区において環境省が行う直轄事業

鳥獣の生息環境が悪化している国指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護を図るために保全事業を実施します。



国民公園等において環境省が行う直轄事業

皇居外苑（北の丸公園を含む）、新宿御苑、京都御苑の各国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、施設の整備を実施します。

皇居外苑

クロマツの木立する芝生広場と江戸城の竹まいを残す濠や城門等の歴史的建造物が調和した皇居外苑地区、森林公園として整備された北の丸地区からなる公園です。



新宿御苑

フランス式整形庭園、イギリス風景式庭園、日本庭園等で構成され、四季折々の風情と豊かな自然にふれあうことができる「都会のオアシス」と呼ばれるにふさわしい庭園です。



京都御苑

古都京都の中心部に位置し、京都御所や京都迎賓館等を開む由緒ある景観を維持する庭園として、広く散策や休息の場として親しまれている公園です。



千鳥ヶ淵戦没者墓苑



国立公園等施設利用環境整備事業（長命化対策）

事業目的

環境省において、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定する既存の予防保全型管理施設について、長寿命化を主目的とした施設改修等を実施します。

事業内容

- 劣化や損傷の防止等を図るための施設改修等
- 個別施設計画の策定

国立公園等の施設



インフラ長寿命化（個別施設計画）策定手順

環境省インフラ長寿命化計画 (環境省の行動計画)

(平成28年3月)

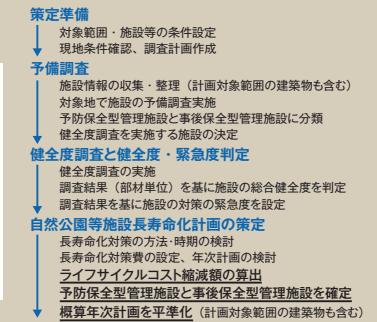
個別施設ごとの長寿命化計画
建築物：BIMMS-Nを用いて策定
その他の自然公園等施設：
自然公園等施設長寿命化計画策定指針を用いて策定

平成32年度までに策定

長寿命化改修整備の実施

- [対象：国立公園施設等]
 - 長寿命化改修の設計
 - 長寿命化改修工事 施設整備費（環境省直轄）
 - 予防保全型管理

自然公園等施設長寿命化計画策定のフロー



環境省の直轄事業の実施地域

国立公園 34公園 面積:ha(陸域のみ)

日本を代表する自然の風景地を環境大臣が指定		国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から、その鳥獣事業を行う地域			
利尻完文サロベツ	24,166	北海道	谷津	41	(40)
知床	38,636	北海道	七ツ島	24	(24)
阿寒摩周	91,413	北海道	浜甲子園	30	(12)
釧路湿原	28,788	北海道	舟志／内	340	(340)
大雪山	226,764	北海道	池間	282	(0)
支笏洞爺	99,473	北海道			冲縄

 国指定鳥獣保護区 85地区(平成30年度はうち5地区で実施予定) 面積:ha ()は特別保護地区

国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から、その鳥獣の保護のため重要と認める区域を国が指定事業を行う地域

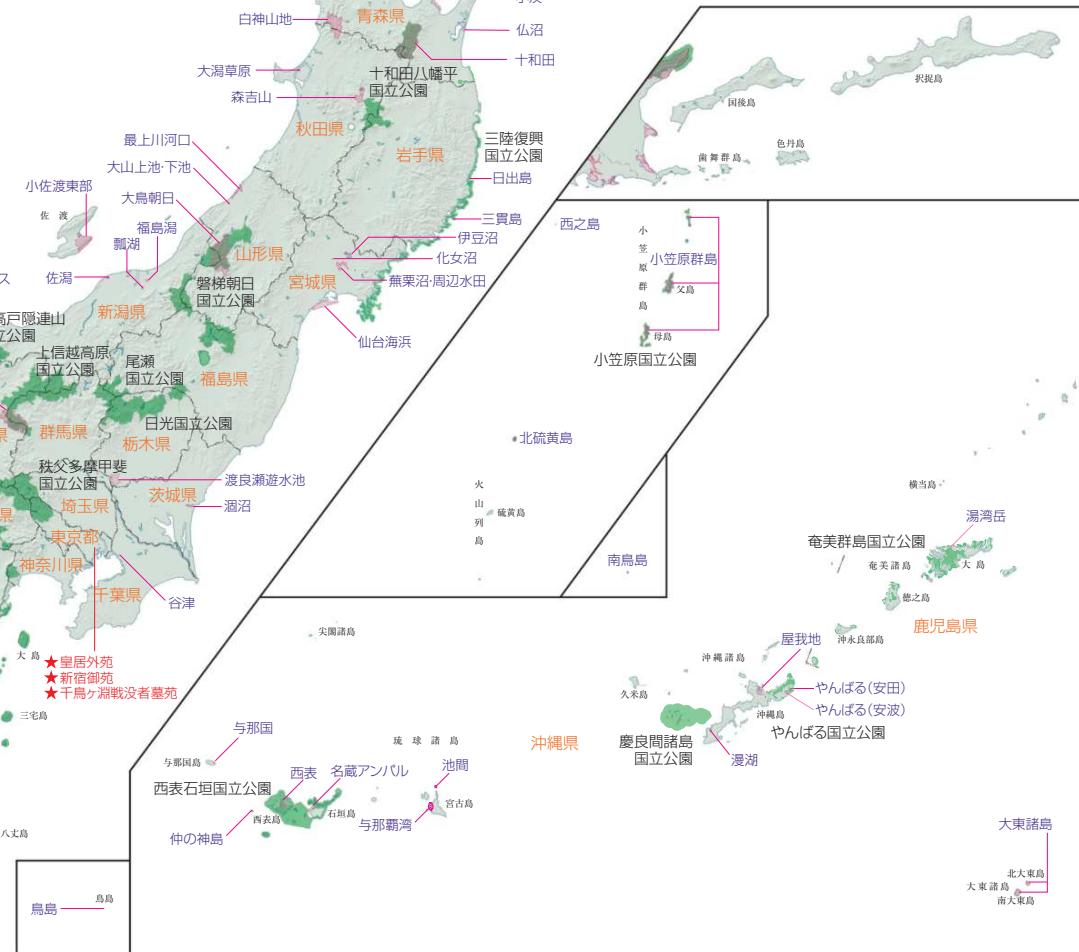
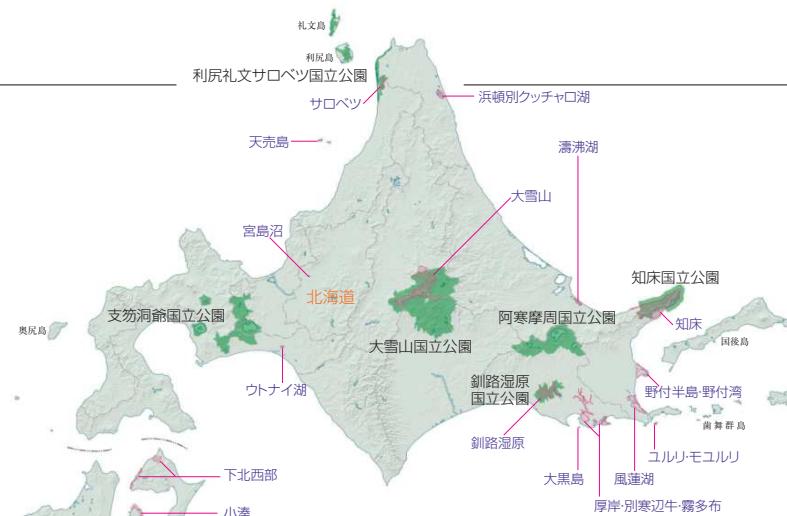
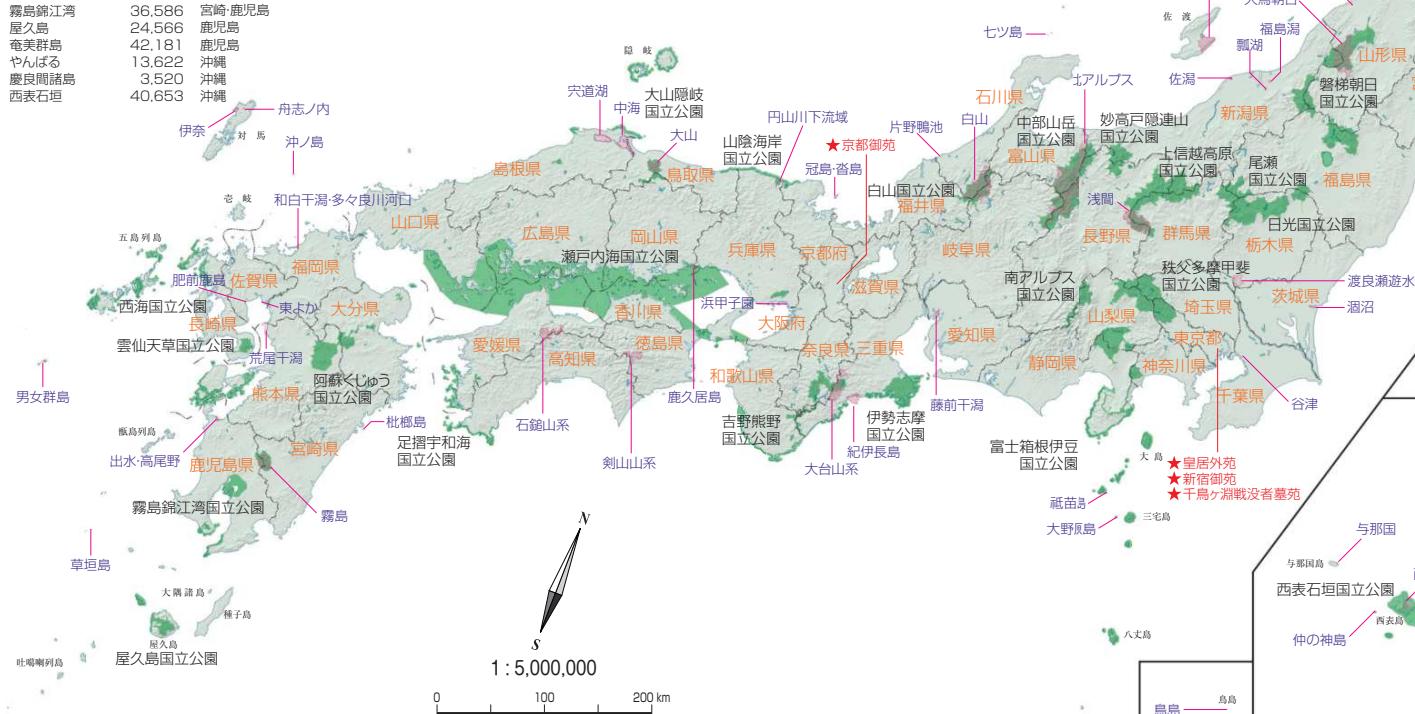
谷津	41	(40)	千葉
七ツ島	24	(24)	石川
浜甲子園	30	(12)	兵庫
舟志ノ内	340	(340)	長崎
池間	282	(0)	沖縄

★ 國民公園等 4公園 面積:ha

歴史的雰囲気、美観、静穏を保持する庭園

皇居外苑	116	東
京都御苑	65	京
新宿御苑	58	東
千鳥ヶ淵戰没者墓苑	2	東

(平成30年3月末現在)



地方公共団体が 交付金事業として整備

自然環境整備交付金(国立公園整備事業)

自然環境整備交付金(国定公園等整備事業)

環境保全施設整備交付金(国立公園等利用環境整備事業)

1 整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため交付金を活用し、事業を重点的かつ計画的に実施するための整備計画

- 作成主体：都道府県（関係市町村等と調整のうえ作成） ● 計画期間：3～5年

※国立公園整備事業、国定公園等整備事業、国立公園等利用環境整備事業ごとに計画を作成

2 交付対象事業

交付金の対象となる事業は整備計画に位置づけられた次の事業

① 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設^{*}、動物繁殖施設^{*}、砂防施設、防火施設、自然再生施設^{*} 等

※国立公園において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応や老朽化対策のための施設整備について、その事業費の1/2を上限として支援

※国立公園整備については植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外

② 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

※国定公園等整備事業として実施

③ 国立公園施設の長寿命化対策整備

個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設
(対象は上記①の国立公園整備に同じ)

※平成32年度までは個別施設計画の策定も対象

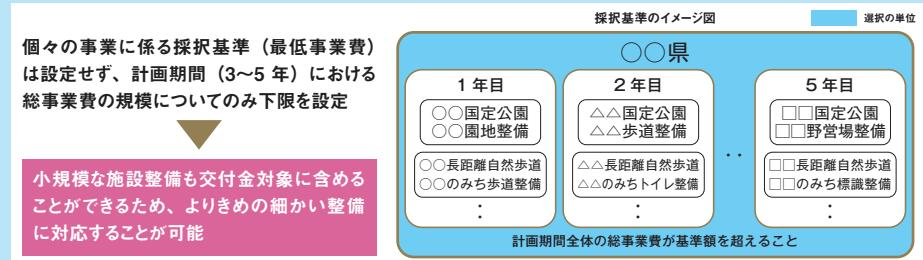
3 交付金を活用した整備事例



4 採択基準

自然環境整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が40,000千円を超えるもの

環境保全施設整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が20,000千円を超えるもの



5 事業主体

整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能

- 整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能
- 市町村事業における都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能

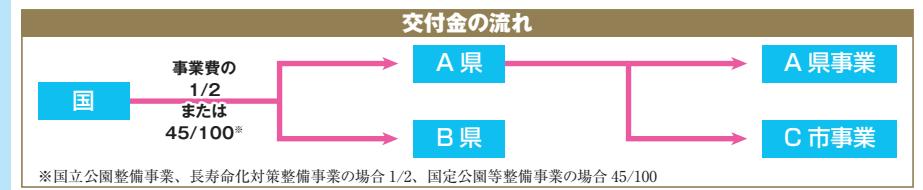
都道府県が関係市町村と十分調整することにより、地域の実情に応じた役割分担による柔軟な事業展開が可能

6 交付金の交付限度額

交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

- 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
- 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
- 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能（年度間調整）

地方の創意工夫を活かした自由度の高い事業展開と地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能



地方公共団体の交付金事業の対象地域

国 立 公 園

各国立公園の名称等については8、9ページを参照

国 定 公 園

56公園 1,409.727ha (国土面積の3.73%)
 (平成30年3月末現在)
 ① 国立公園に準する自然の風景地
 ② 都道府県の申し出により国が指定
 ③ 公園計画は都道府県の申し出により国が決定

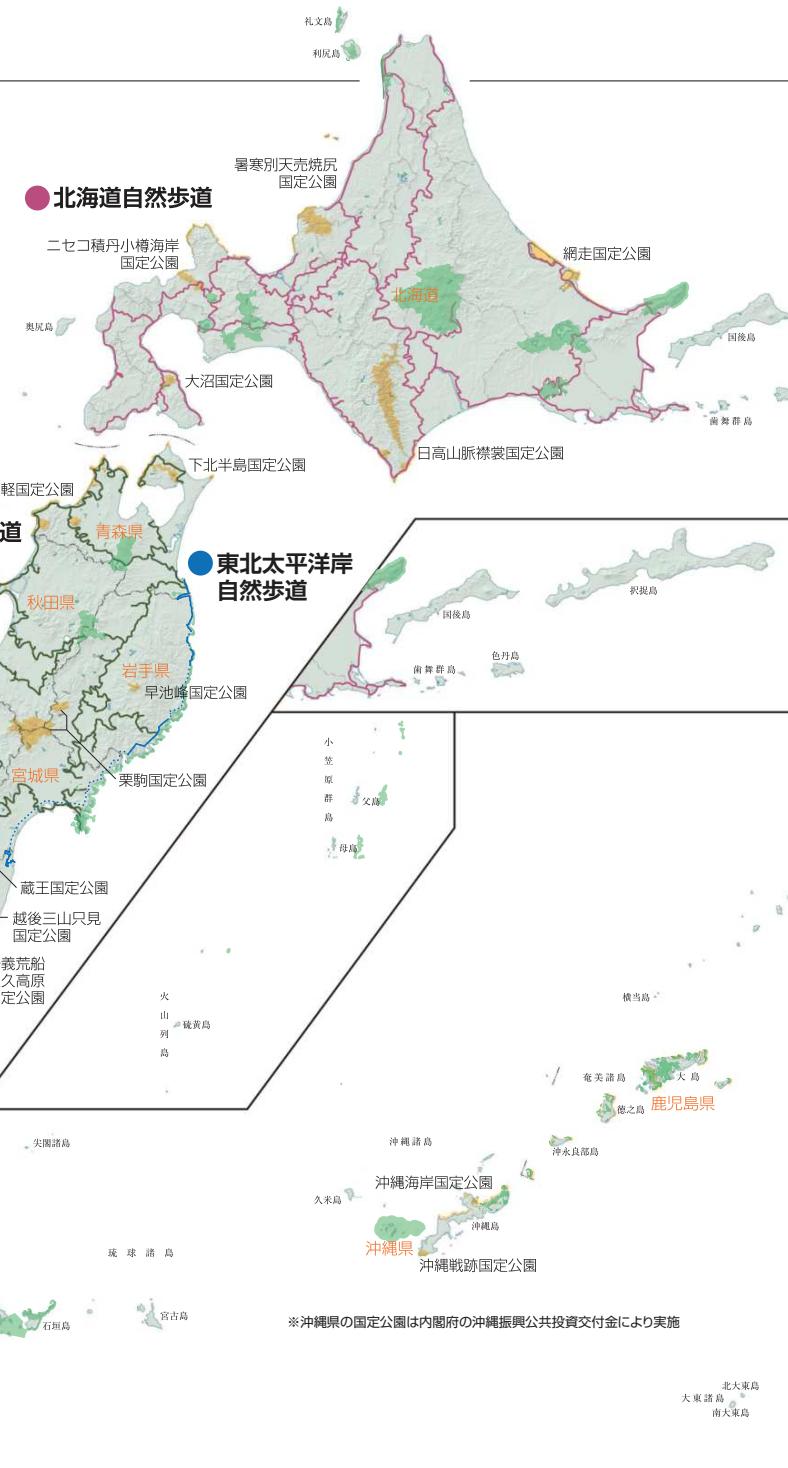
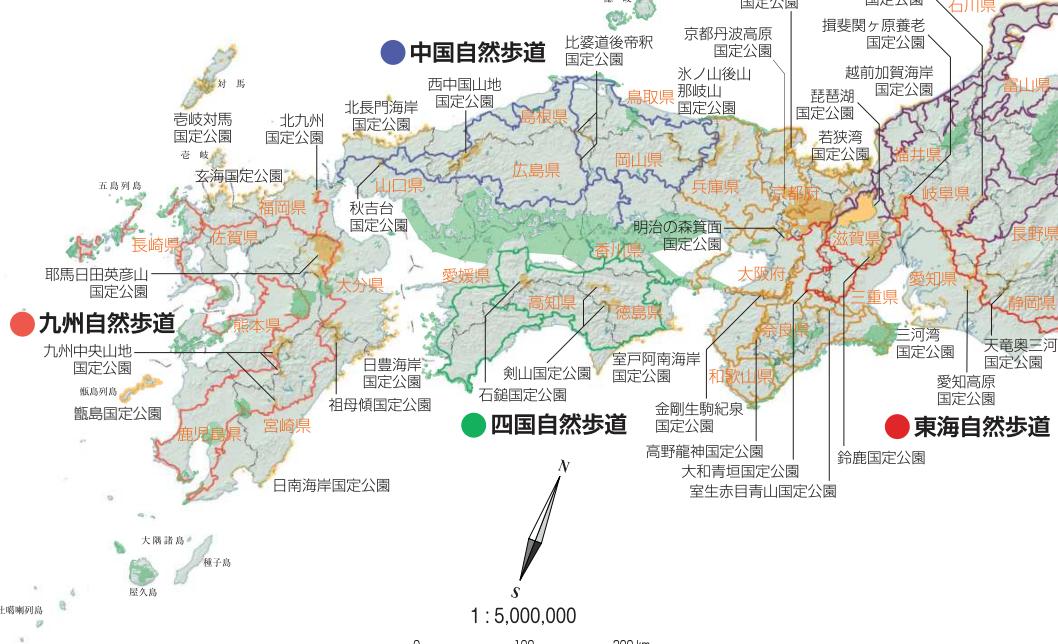
長距離自然歩道

- ① 自然公園や文化財を有機的に結ぶ自然歩道
- ② 都道府県の申し出により環境省が計画を決定

名 称	整備年度	路線延長(km)	関係都道府県
● 北海道自然歩道	H15~	4,599.7	北海道
● 東北自然歩道(新奥の細道)	H2~H8	4,368.7	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
● 東北太平洋岸自然歩道(みちのく湖トレレイ)	H26~	689.5	青森、岩手、宮城、福島
● 首都圏自然歩道(関東ふれあいのみち)	S57~S63	1,794.4	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
● 東海自然歩道	S45~S49	1,734.0	東京、神奈川、山梨、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、大阪
● 中部北陸自然歩道	H7~H12	4,090.6	群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀
● 近畿自然歩道	H9~H15	3,296.1	福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取
● 中国自然歩道	S52~S57	2,294.8	鳥取、島根、岡山、広島、山口
● 四国自然歩道(四国のみち)	S56~H1	1,646.8	徳島、香川、愛媛、高知
● 九州自然歩道(やまびこさん)	S50~S55	2,931.8	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
合 計		27,446.4	

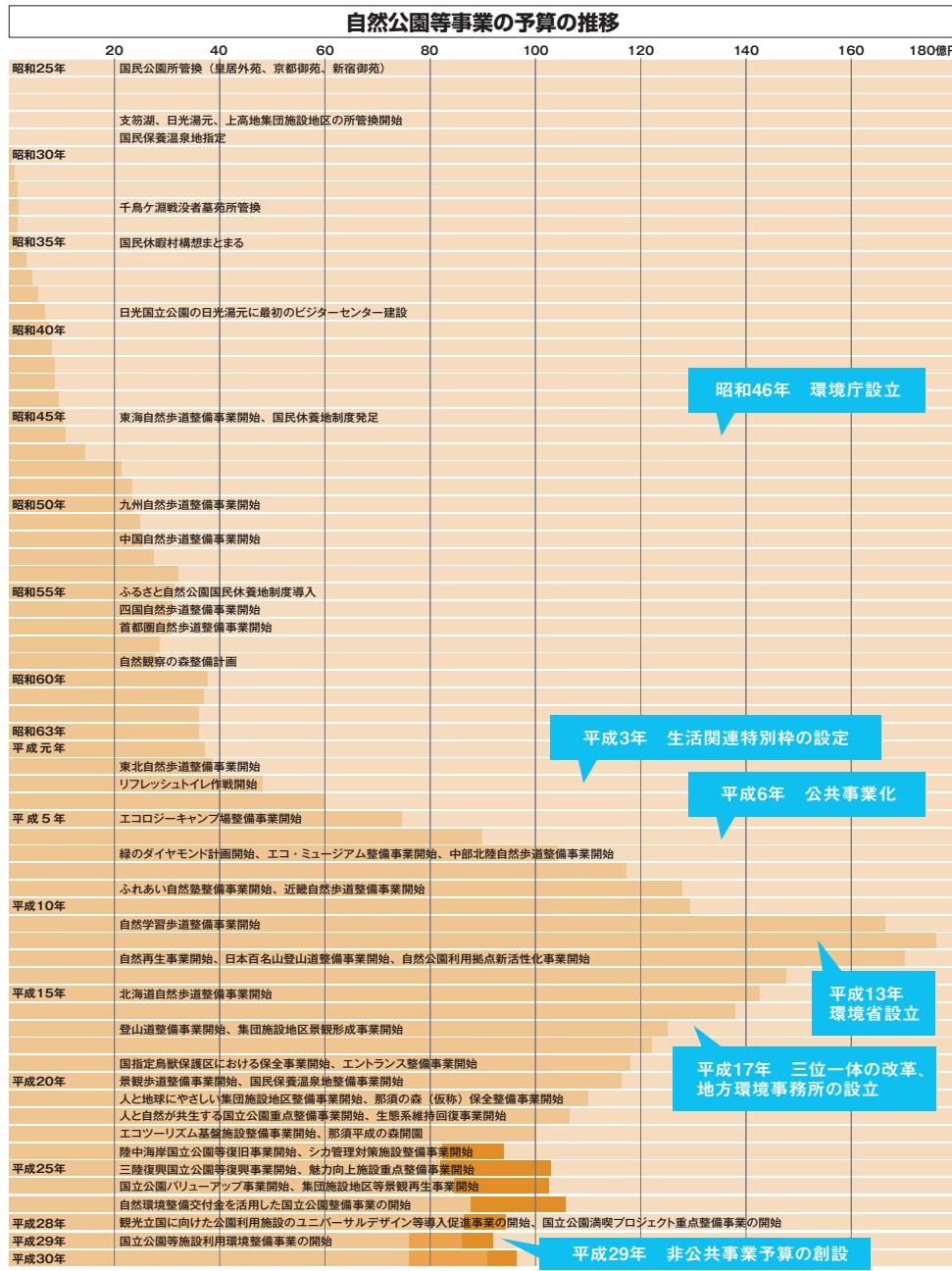
(平成30年3月末現在)

※開通区間の距離



※沖縄県の国定公園は内閣府の沖縄振興公共投資交付金により実施

自然公園等制度の変遷



自然公園制度の歴史

昭和6年	自然公園法制定 ● 美的見地による公園の指定、大風景の保護開発(観光による地域振興)	平成12年	地方分権への対応 ● 国立公園の許認可事務の直接執行化(管理主体の明確化) ● 審査基準の法令化
昭和9年～	国立公園指定 ● 濱戸内海、雲仙、霧島	平成14年	生物多様性の確保を図る改正 ● 新・生物多様性国家戦略 ● 責務規定に「生物多様性の確保」を追加 ● 利用調整地区、風景地保護協定、公園管理団体の創設 ● 特別地域内の物の集積、指定動物の捕獲、指定区域への立入りを新たに規制
昭和11年	● 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇 ● 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山		
昭和24年	国立公園法改正 ● 特別保護地区制度、国立公園に準ずる地域(国定公園)制度の創設		
昭和32年	自然公園法制定 ● 自然風景地の保護と利用 ● 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園制度(指定主体の明確化)	平成17年	三位一体の改革に伴う自然公園整備における国と地方の役割分担の明確化 ● 国立公園の直轄事業の拡充 ● 自然公園等整備費補助金の廃止 ● 自然環境整備交付金の創設
昭和40年	観光ブームを背景とした観光道路建設と、それに伴う自然破壊が問題化	平成18年	外来生物への対応 ● 特別保護地区における動植物の放出を新たに規制 ● 第三次生物多様性国家戦略
昭和45年	自然公園における環境保全の強化を図る法令の改正等 ● 海中公園制度の創設、清潔の保持、指定湖沼制度の創設	平成19年	生物多様性の確保の充実を図る改正 ● 目的規定に「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加 ● 海域公園地区制度の創設 ● 生態系維持回復事業制度の創設 ● 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化
昭和48年	● 普通地域の規制強化、ゴルフ場を公園事業から削除	平成21年	
昭和49年	● 特別地域の地種区分を規定 ● 自然保護憲章決定	平成22年	
昭和50年	● 国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針策定	平成24年	
昭和62年～平成元年	自然公園にふさわしい利用のあり方の検討 ● 自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会	平成25年	
平成2年	動植物に対する保護強化を図る改正 ● 動植物の殺傷及び損傷の制限、車馬乗入れ規制の創設	平成27年	
平成6年	● 自然公園等事業の公共事業予算化 ● 生物多様性国家戦略	平成28年	
平成7年		平成29年	

() : 国立公園等施設利用環境整備事業(非公共予算) () : 東日本大震災復興特別会計

国立公園・国指定鳥獣保護区における直轄事業 自然環境整備交付金（国立公園整備事業）問い合わせ先

北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第1合同庁舎 3F 自然環境整備課 TEL 011-299-1953
釧路自然環境事務所	〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4F 自然環境整備課 TEL 0154-32-7500
東北地方環境事務所	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 6F 自然環境整備課 TEL 022-722-8202
関東地方環境事務所	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F 自然環境整備課 TEL 048-600-0850
中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 自然環境整備課 TEL 052-955-2135
信越自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 3F 自然環境整備課 TEL 026-231-6572
近畿地方環境事務所	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)8F 自然環境整備課 TEL 06-4792-0704
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11F 自然環境整備課 TEL 086-223-1556
九州地方環境事務所	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4F 自然環境整備課 TEL 096-322-2414
那覇自然環境事務所	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号 那覇第 1 合同庁舎 1F 自然環境整備課 TEL 098-836-6400

国定公園等における直轄事業問い合わせ先

皇居外苑管理事務所	〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑 1-1 TEL 03-3213-0095
京都御苑管理事務所	〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑 3 TEL 075-211-6348
新宿御苑管理事務所	〒160-0014 東京都新宿区内藤町 11 番地 TEL 03-3350-0152
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所	〒102-0075 東京都千代田区三番町 2 TEL 03-3262-2030

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）問い合わせ先

環境省 自然環境局	〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26F 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281
-----------	--



平成 30 年 3 月 発行

作成・監修

環境省 自然環境局 自然環境整備課
TEL : 03-5521-8281 (直通)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。